藤枝市農商工連携・６次産業化推進ネットワーク

交流・連携強化事業　セミナー・交流会

企画運営業務委託事業　仕様書

1. 業務目的

平成23年に農林産物の需要拡大と産業の振興を図るため、「藤枝市農商工連携・６次産業化推進ネットワーク」（以下、ネットワーク）を構築し、農林業と他産業との連携による新商品、新サービス、販路拡大、地域ブランド等の創出にかかわる取り組みを行っている。

本業務では、セミナー及び交流会を通して、ネットワーク会員間の情報共有及び連携強化を図り、６次産業商品開発のきっかけづくりを行うことを目的とする。

1. 業務期間　委託契約日から令和2年3月31日まで
2. 業務委託内容

平成30年度に藤枝産の農林産物の需要拡大と産業振興を図るため、新たな商品、販路、地域ブランド等を創出するプロジェクトチームが結成された。今年度は、このプロジェクトチーム考案の新商品の完成にむけて継続的な支援を行う。

また、ネットワーク会員が新商品開発や販路開拓について学び、農商工連携が強化されるような交流の場を設け、会員同士の連携強化を図る。

(1)業務委託条件

　①本業務の企画を提示すること

　②新商品開発がスムーズに進むよう、会議の日程や会場の調整、会議当日の進行をすること

③必要に応じて新たなプロジェクトチームメンバーをネットワーク会員より募ること

　④プロジェクトチームの活動について、マスコミや情報誌等を活用し情報発信すること

　⑤ネットワーク会員が商品開発や販路開拓について学ぶことができるセミナーを開催すること

　⑥上記④にかかる講師を選定、セミナーの告知、参加者募集をすること

　⑦上記④において、ネットワーク会員同士が情報交換できる交流の場を設けること

⑧スタートアップ支援事業補助金（専門家派遣を含む）を会員に紹介し、活用するよう促すこと

　⑨その他、必要とする軽微なものへの対応

1. 成果品

　・報告書（カラー印刷）　　　　　　　　　　　　　　　　1部

　・協議記録簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1部

　・情報発信に作成したもの（チラシ等の紙媒体、データ）　1式

　・報告書と記録写真等の電子データ　　　　　　　　　　　1式

1. 著作権の帰属

本業務の成果物、印刷物のデジタル情報、図版、写真及び画像データ等の著作権は本ネットワークに帰属するものとする。

1. 受託者の責務
2. 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
3. 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除または期間満了後においても同様とする。
4. 留意事項
5. 委託業務の実施にあたり、受託者はネットワークと必要な協議・打合わせを行い、業務を進めるものとする。
6. 本仕様書に定めのない事項は、ネットワークと受託事業者において協議の上決定する。